9　サーボ弁又は推進薬の制御装置用のポンプであって、次のいずれかに該当するもの
⑴　次のア及びイに該当するもののうち、ウ又はエのいずれかに該当するもの
ア　液体状又はスラリー状の推進薬の制御装置に使用するように設計したもの
イ　周波数範囲が20ヘルツ以上2,000ヘルツ以下で、かつ、加速度の実効値が98メートル毎秒毎秒を超える振動に耐えることができるように設計したもの
ウ　絶対圧力が7,000キロパスカル以上の状態において１分につき0.024立方メートル以上流すことができるように設計したサーボ弁であって、アクチュエータの応答時間が100ミリ秒未満のもの
エ　ポンプであって、軸の回転数が１分につき8,000回転以上のもの又は吐出し圧力が7,000キロパスカル以上のもの
⑵　ターボポンプ（液体ロケット又はハイブリッドロケットの推進装置用のものに限る。）
10　推進薬の制御装置用のポンプに用いられるラジアル玉軸受であって、日本工業規格Ｂ1514―１号（転がり軸受―軸受の公差―第１部：ラジアル軸受）で定める精度が２級以上のもののうち、次の⑴から⑶までの全てに該当するもの
⑴　内輪内径が12ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの
⑵　外輪外径が25ミリメートル以上100ミリメートル以下のもの
⑶　幅が10ミリメートル以上20ミリメートル以下のもの
11　推進薬又はその原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの（別表第１に掲げるものを除く。）
⑴　濃度が70パーセントを超えるヒドラジン又はその混合物（腐食防止処理のためのものを除く。）
⑵　ヒドラジンの誘導体
⑶　過塩素酸アンモニウム又はその混合物
⑷　アンモニウムジニトラミド又はその混合物
⑸　粒子が球形又は回転楕円体で、その径が200マイクロメートル未満のアルミニウムの粉であって、重量比による純度が97パーセント以上のもののうち、国際規格ＩＳＯ2591（1988）又はこれと同等の規格で定める測定方法により測定した径が63マイクロメートル未満のものの含有量が全重量の10パーセント以上のもの
⑹　重量比による純度が99パーセント以上のジルコニウム（天然の比率でジルコニウムに含まれるハフニウムを含む。）、ベリリウム、マグネシウム又はこれらの合金の粉末状のものであって、篩（ふるい）、レーザー回折、光学式走査等を用いて測定した粒子の径が60マイクロメートル未満のもの又はその少なくとも１を含む混合物（アルミニウム、マグネシウム、ジルコニウム又はベリリウムによってカプセル封じをしたものであるかないかを問わない。）
⑺　重量比による純度が85パーセント以上のほう素又はその合金の粉末状のものであって、篩（ふるい）、レーザー回折、光学式走査等を用いて測定した粒子の径が60マイクロメートル未満のものの含有量が全体積若しくは全重量の90パーセント以上のもの又はその少なくとも１を含む混合物（ほう素10の含有量が全重量の20パーセント以上のものを除き、アルミニウム、マグネシウム、ジルコニウム又はベリリウムによってカプセル封じをしたものであるかないかを問わない。）
⑻　過塩素酸塩、塩素酸塩若しくはクロム酸塩であって、粉末状の金属若しくは燃料成分が混合されたもの又は過塩素酸ナトリウム
⑼　カルボラン、デカボラン、ペンタボラン若しくはこれらの誘導体又はその混合物
⑽　液体酸化剤であって、次のいずれかに該当するもの
ア　三酸化二窒素
イ　二酸化窒素又は四酸化二窒素
ウ　五酸化二窒素
エ　窒素酸化物の混合物
オ　耐腐食性を有する赤煙硝酸又はその混合物
カ　フッ素及びその他のハロゲン、酸素又は窒素からなる化合物又はその少なくとも１を含む混合物（三フッ化塩素及び気体の三フッ化窒素を除く。）
⑾　末端にカルボキシル基を有するポリブタジエン
⑿　末端に水酸基を有するポリブタジエン
⒀　グリシジルアジドの重合体
⒁　ブタジエンとアクリル酸との重合体
⒂　ブタジエンとアクリロニトリルとアクリル酸との重合体
⒃　発熱量が１キログラム当たり40,000,000ジュール以上の推進薬
⒄　トリス―１―（２―メチル）アジリジニルホスフィンオキシド（別名ＭＡＰＯ）
⒅　テトラエチレンペンタミン、アクリロニトリル及びグリシドールの反応生成物
⒆　テトラエチレンペンタミン及びアクリロニトリルの反応生成物
⒇　イソフタル、トリメシン、イソシアヌル又はトリメチルアジピンの骨格を有する多官能性アジリジンアミドであって、２―メチルアジリジン基又は２―エチルアジリジン基を有するもの
(21)　トリフェニルビスマス
(22)　フェロセン誘導体
(23)　トリエチレングリコールジナイトレート
(24)　トリメチロールエタントリナイトレート
(25)　１・２・４―ブタントリオールトリナイトレート
(26)　ジエチレングリコールジナイトレート
(27)　ポリテトラハイドロフランポリエチレングリコール
(28)　４・５―ジアジドメチル―２―メチル―１・２・３―トリアゾール
(29)　メチル―ニトラトエチルニトラミン
(30)　エチル―ニトラトエチルニトラミン
(31)　ブチル―ニトラトエチルニトラミン
(32)　ビス（２・２―ジニトロプロピル）アセタール
(33)　ビス（２・２―ジニトロプロピル）フォルマール
(34)　ヒドラジンニトロホルメート又はその混合物
(35)　ヘキサニトロヘキサアザイソウルチタン又はその混合物
(36)　メチルヒドラジン又はその混合物
(37)　１・２―ジメチルヒドラジン又はその混合物
(38)　１・１―ジメチルヒドラジン又はその混合物
(39)　イソシアナートであって、次のいずれかに該当するもの
ア　トルエンジイソシアナート（別名ＴＤＩ）
イ　メチレンビス（４・１―フェニレン）＝ジイソシアナート（別名ＭＤＩ）
ウ　イソホロンジイソシアナート（別名ＩＰＤＩ）
エ　ヘキサメチレンジイソシアナート（別名ＨＤＩ又はＨＮＭＤＩ）
オ　ジメリルジイソシアナート（別名ＤＤＩ）
(40)　硝酸アンモニウム（化学的に純粋なものに限る。）又は相安定化硝酸アンモニウム
12　次のいずれかに該当する推進薬若しくはその原料となる物質の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはその製造装置又はこれらの部分品（13から16までのいずれかに該当するものを除く。）
⑴　11（(40)を除く。）に該当する物資
⑵　シクロテトラメチレンテトラニトラミン又はシクロトリメチレントリニトラミン
⑶　コンポジット推進薬
⑷　２―ニトロジフェニルアミン又はＮ―メチル―Ｐ―ニトロアニリン